

司法書士法教育ネットワーク会報 第6号

あゆみ

「ゆるやかに、気長に、楽しく」

そして着実に、歩を進めて行こう」

事務局

〒530-0041

大阪市北区天神橋二丁目北1番21号 八千代ビル東館2階

司法書士法教育ネットワーク

FAX送信先 075-241-1113 (植森宛)

☆ も く じ ☆

1. 特集 ハンドブックができました！ P 1～

『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』ができました

..... 事務局長 小牧美江 (大阪司法書士会)

『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』編集にたずさわって

..... 事務局 田實美樹 (大阪司法書士会)

『法教育・消費者市民教育ハンドブック』を読んで

..... 顧問 高橋文郎 (福島県司法書士会)

2. 会員活動紹介 P 5～

京都府警察「ネット安心アドバイザー」の活動について 京都司法書士会 浅井健

最近の子どものLINE事情 大阪司法書士会 大野栄司

3. はじめまして！新入会員さん！ P 8～

急降下の女、未知との遭遇。 賛助会員 (司法書士有資格者) 武真奈美

定時制高校での法教育に取り組んで 東京都立一橋高等学校 角田仁

4. ネットワーク活動紹介 P 11～

第6回定時総会記念研究会報告 東ブロック長 森香苗 (東京司法書士会)

Facebookはじめました 事務局 川野歩 (京都司法書士会)

あゆみ第6号発刊にあたって

みなさん、こんにちは。

1年の区切りの時期が近づくと、ホントに時間が経つのが早く感じられますが、1日1日が決して無為に過ぎ去ることはなく、濃淡はあるにせよ人それぞれに意義のある日の積み重ねであると思います。当ネットワークも1日、1年と積み重なって今年で9年目の活動になります。あらためて、多くの個人会員、賛助団体会員、そしてスタッフのみなさんに支えられたものであることを強く感じるとともに、みなさんに深く感謝いたします。

さて、「あゆみ」も今回で6号となりました。以前もお話したかも知れませんが、当初は単発で3年目の記念誌的に発行してみようか、から始まったと記憶しております。命名は、担当してくれることになったスタッフの川野歩さんの名からいただいたようなものです。ただ、名前は大事ですね。その後も単発で終わらず、一步一步あゆみを重ね6号となりました。実は、私自身毎年楽しみにしています。みなさんが関係する他の会報誌と比べると薄い小冊子かもしれませんが、それぞれの活動でのエピソード、会員のみなさんの現況報告、新しく入ってくださった会員の自己紹介など、ちょっとした和みを感じられるからです。

今号では、日本司法書士会連合会様（以下、「日司連」という）から制作委託を受けました『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』の作成秘話！？があります。このハンドブック作成にあたっては、日司連からの委託事業とならなかった場合でも、当ネットワーク独自で作り上げようという決意がありました。これまで、講師活動者向けの消費者教育ガイドブックや身近な消費生活を学ぶことを趣旨とした中学生向け学習教材等を作成してきた経緯から、法教育活動の具体的な手助けとなるハンドブックを作成しなければという自負があったからです。とは言え、実際に作成に関わったスタッフ、会員のみなさんの労力は大変であったと思います。あらためまして、お疲れ様でした。

10年20年と当ネットワークが活動を継続していくことで、法教育の発展にも寄与できますよう、今後もみなさんのご理解とご協力、そしてより積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

平成27年3月

司法書士法教育ネットワーク

会長 西脇正博

1. 特集 ハンドブックができました！

平成27年3月10日、司法書士法教育ネットワーク編著、日本司法書士会連合会発行『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』が発行されました。司法書士の皆様には各司法書士会より、また賛助会員の皆様にはこの会報に同封する形でお届けいたしました。ぜひお読みいただき、そしてご活用いただきたい！ということで、ここではハンドブックに関するあれこれの特集しました。ハンドブックと合わせてお読みいただき、今後の皆様の活動にお役立ていただければ幸いです。

『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』

ができました

司法書士法教育ネットワーク事務局長
小牧美江（大阪司法書士会）



今年度、司法書士法教育ネットワークは、日本司法書士会連合会（以下「日司連」）からの委託事業として、『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』（A5版くみ製本、全110頁、非売品：以下「ハンドブック」）の編集・発行事業に取り組みました。このハンドブックは、2015年3月10日が発行予定日で、その後日司連から全国の司法書士会を經由して、司法書士全員に業務資料として配布していただけることになりました。

1. 全国のすべての司法書士へのメッセージ

このハンドブックは、当ネットワークが様々な機会にご紹介してきた各地の司法書士と教員のみなさんの法教育・消費者教育の取り組み・授業提案を集めたものです。原稿全体を入門講座（理論編(1)）、テーマ別の実践のヒント（理論編(2)）、教員との連携のヒント（実践編(1)）、対象者別の実践のヒント（実践編(2)）、資料編に分けて構成し、ご自身の興味関心にそって必要な情報を見つけやすいようにしています。

お読みいただくと、「教育」のハンドブックと言いながら、実は、司法書士本来の業務や業務周辺の諸活動のことが語られていることに気づかれると思います。また、執筆にご協力をいただいた教員のみなさん（当ネットワークの賛助個人会員のみなさんです）からのメッセージにも、法律専門家である司法書士の業務姿勢や諸活動に取り組む思いを児童・生徒や市民に分かりやすく伝えて欲しいという願いが様々に語られています。このように、私たち「司法書士」の姿が、様々に語り、語られ、期待



されているということ、法教育・消費者市民教育の講師活動者だけでなく、すべての司法書士のみなさんにもメッセージとして伝えたい。そんな思いももって、編集作業にあたりました。

2. なぜ「消費者教育」ではなく「消費者市民教育」なのか

ハンドブック標題で、私たち司法書士が長年取り組んできた「消費者教育」という表記ではなく、「消費者市民教育」の表記を用いました。当ネットワークが役員会声明（『「消費者教育の推進に関する法律」の施行にあたって』2013年1月19日付）を出し、消費者教育推進法の意義や消費者市民社会の意義などを積極的に紹介していくことを宣言していたこともありましたが、あえてこの「消費者市民教育」の表記を用い、またその内容を紹介することに重きを置いたのです。

ハンドブック全体をお読みいただくと、「消費者市民教育」という難しい別の教育活動が求められているのではなく、実は、私たち司法書士が古くから実践してきた「消費者教育」の実施方法や消費者問題に取り組む業務姿勢・活動姿勢こそが「消費者市民教育」であることに気づいていただけたと思います。百聞は一見にしかずといえます。詳しくは、ハンドブックをご覧ください。

3. この体系化の試みを出発点として

このハンドブックの編集作業を通じて、私が法教育活動に参加してからのこの14～15年ほどの間に、全国各地の司法書士の法教育の取り組みが体系化に近い分類ができるほど積み重ねられてきたのだということに、改めて気づかされました。粗削りの仕上がりかもしれません。もっとこんな情報も取り上げるべきだったというお叱りもあるかもしれません。ですが、この初めての体系化の試みを出発点として、司法書士の法教育・消費者市民教育の活動に対するさらなる研究が始まること、各地の実践が発展、深化していくことに期待したいと思います。

『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』

編集にたずさわって

司法書士法教育ネットワーク事務局員
田實美樹（大阪司法書士会）



昨年4月から編集にたずさわってきた『司法書士のための法教育・消費者市民教育ハンドブック』が、このたびやっと日の目を見ることになりました。まだ完成品は見ることはできていませんが、本当に長かったなあと感じます（制

作秘話というより、私個人のぼやき?!になってしまいそうですが…) この1年を振り返ってみたいと思います。

1. 文字すら浮かばない!

まず一番大変だったのは、自分の担当部分の原稿書きです。実践提案の家庭科に関する部分はなんとか書くことができたのですが、理論編の高齢者福祉、成年後見や職業紹介講座の部分は、恥ずかしながら自分が熱心に取り組んでいる分野ではないので、いろいろ調べたり話を聞かせてもらったりして準備をしました。夏には大阪司法書士会の「一日司法書士」のイベントに同行させていただき、参加した生徒さん達に勇気を出して話しかけて生の声を聴かせてもらいました。そしていざ、PCを前にして書き始めようとしたのですが、初めの書き出しすら浮かばず…でも締め切りは迫ってくるわ…で本当に苦しかったです。仕方ないこととはいえ熱心に取り組んでいるわけではない分野のことについて、全国に発信されるハンドブックに私が原稿を書いていいんだろうかという迷いや恐れなどたたかいながら何とか書き終えました。

2. 人生初!テレビ会議!

各先生方の魂のこもった原稿がどんどん届き、ある程度形になった頃、日本司法書士会連合法教育推進委員会委員の方々とテレビ会議をする運びとなりました。皆さんの中にはテレビ会議のような方法を経験したことがある方も多いかもかもしれませんが、私は人生初のことで、とても緊張しました。指定された日時に会館に行くと、大きなパソコンのモニターと画像を映すカメラのような置物?があり、北海道から九州まで各地におられる委員の方々、そして会議の資料までもがモニター画面に映し出されていました!この会議は10月の開催だったのですが、扇風機が写りこんでいる先生の事務所の景色を見て、別の先生がうちはもう暖房を入れているとお話されているのを聞きながら、あ〜、今、各地と繋がってるんだな〜と(会議中にもかかわらず)一人勝手にぼーっと思いを馳せたりもしていました(あかんやん(笑))。老眼も手伝ってかモニターの写る各先生方の表情がイマイチ読み取れず、発言に対してどういう風感じてどういう表情で発言をされているのかなど空気感がつかめず気になってしまいました。でも、委員の方々からリアルタイムでアドバイスやご指摘をいただけたことは本当にありがたく、その後の編集作業にも大いに役立ちました。

3. 表紙イラスト、どうする?

編集も最終段階にさしかかった頃、レイアウト、頁割り等すべてを一手に引き受けてくれている小牧事務局長が一言、「表紙のイラスト、どうする?なんかないかなあ〜」。私も何か役に立たねばならぬと思い、「なんか考えてみます〜!」と言ったものの…。本文中の挿絵はネットワークではお馴染みの「K. NOZOMI」さんの作品を使わせてもらっていますが、そこで表紙イラストを

自分が…。司法書士徽章のデザインをばーんと載せるなどいろいろ考えてみましたが、結局老若男女をぼやかした感じで（といっても棒人間みたいなものですが）皆が手を携えて確かな光に向かって歩いていく姿、司法書士による法教育・消費者市民教育の土壌が育ち双葉がやがて樹に育っていくように、との願いも込めてこのようなイラストを描きました。棒人間で年齢性別をなんとなくわかるようにするには？顔のむきを表すには？など試行錯誤しながらでしたが、なぜか原稿を書くほどの苦しみはありませんでした(笑)。



そんなこんなで生み出された大切なハンドブックが、少しでも皆さんのお役に立てればいいなと心から願っています。是非、お手にとってパラパラとめくってみてください！！

『法教育・消費者市民教育ハンドブック』を読んで

司法書士法教育ネットワーク顧問
法務省法教育推進協議会委員
高橋文郎（福島県司法書士会）



このたび、司法書士法教育ネットワークが編集をしたハンドブックが日本司法書士会連合会から発行されることになりました。全国の司法書士会員のみなさんにはぜひお読みいただきたいと思います。

私たち司法書士の法教育活動は多くの先人たちの努力により、今や全国的な活動となりました。地域に生きる法律家としての司法書士の特性を生かし、市民のみなさんとともに「法」を自分たちのものとして考えていくことを私たち司法書士も法教育の実践の中で学び続けています。ハンドブックでは、まず、理論編としてあらためて法教育の「意義」を確認しています。ここでは、法教育の主役は誰なのか、ということをおぼろげに学ぶことができました。誰のための法教育なのか、何を目的としているのかを知ることで、私たち法律家と教育現場で日々子どもたちと接する先生方との協調関係をどうするかということをおぼろげに考える機会となります。お互いに「丸投げ」状態とならずに学びの主役である「子どもたち」を意識しながらの取り組みができるのではないのでしょうか。司法書士、教員とそれぞれの立場で法教育に対する期待、思いを読み取れます。

実践編では、様々な事例を知ることができました。教育現場では、「法教育」を様々な位置づけがされています。担当される先生によってもその位置づけが左右されるということも実情としてはあるでしょう。ハンドブックで紹介され

た取組みを参考にすることにより、今後教育現場への「売り込み」にも役立つのではないのでしょうか。

「法教育」の形には様々なものがあることを知ることができました。対象、題材、手法と掲載された実例の一つひとつからは担当する司法書士の苦勞が読み取れます。これまで実践を躊躇していた司法書士（会）のみなさんにとっても、これまで取り組んできた司法書士（会）にとっても参考になるものではないかと思います。

私たちが取り組む法教育の実践活動を通じて、ひとり一人の市民が主体的に法的解決能力を備えることに少なからず寄与することは、まさに市民の「生きる力」を育むことになると信じています。そんな大きな目標をめざして日々地道に活動が続けることがまさに市民の伴走者としての司法書士の独自性を生かした務め（使命）でもあると思います。

法務省主導で取り組まれてきた感のある法教育の推進活動は、現在も法教育推進協議会での議論が重ねられています。今後は「現場」を知る司法書士が法教育関係者のネットワークの核となっていくべきではないかとハンドブックを読み進める中で強く感じたところです。

執筆、編集されたみなさんの熱い思いを大切にしたいと思います。

2. 会員の活動紹介

社会情勢の変化や技術の進歩にともない、法教育で取り扱うテーマもさまざまな分野に広がりを見せています。今回は、インターネット、SNS関連のテーマに取り組んでおられる会員の方から、その活動についてご寄稿いただきました。LINEやVine等々、進化について行くのもなかなか大変！

京都府警察「ネット安心アドバイザー」の活動について

京都司法書士会 浅井 健



京都府警では、平成26年度より京都府内の全ての高校生とPTA協議会の会員を対象に、講演の応募先に対し「ネット安心アドバイザー」派遣し、若者のコミュニティサイト利用に起因した性的被害やネット上のトラブル事案の防止、サイバー犯罪の被害防止に必要な知識の習得やネットモラルの醸成するための活動を行っています。

ネット安心アドバイザーは、法律専門家ではなく、PTAでボランティア活動をされていた方や、一般企業（インターネット関連の企業が多いです。）の方々など約30名が登録し、府内全域で活動を行っています。私もそのうちの一人として活動（と言っても2校だけの講演ですが・・・）してきた経験をお伝えしたいと思います。ちなみに、京都府警はサイバー犯罪対策に非常に力を入れ、

動画投稿サイトを強制捜査するなど、全国でも画期的な成果を上げています。

講義は京都府警監修のパワーポイントを使用します。パワーポイントは兵庫県立大学の竹内先生が中心に作成し、大学生や高校生など実際のスマホなどネットのヘビーユーザーの意見を取り入れながら作られています。使用される映像は京都府警から提供されるものもあり、実際に犯人検挙につながった画像などが含まれ、残念ながら個人的な使用は禁止されています。講演には所轄の警察官が来られ、一部ではコラボしながら講演を行いますので、一般の法教育でよくありがちな、寝ている生徒はほとんどいません。生徒たちは、パワポを見て「あるある～」とか「あほやな～」などの印象を語ってくれます。

その内容は、ネットの良さを伝えた上で、危険性を知ること、使い方を誤らないことを伝えていきます。テーマは①SNSトラブル～「このぬいぐるみ、かわいくない。」としゃべり口調でラインに送った子どもがいじめを受けた。あるいは、関西弁でのラインやり取りで、映画へ行く交通手段を尋ねた「なんで来るん？」という友人からの問いを「来るな」と勘違いしてトラブルになった、②違法性のある投稿（いわゆるバカッター問題）～「バイト先の冷蔵庫からナウ」とお客様が使う冷蔵庫に入り込んでの写真をブログにアップ、③個人情報の流出～写真アプリの初期設定が、「撮影位置を公開」となっていることよって起こるトラブル、④出会い系トラブル～実名だから安心と思っていたが、成りすましに気付かず、自分のわいせつな写真を送ってしまった、など4つのテーマとなっており、事前に打ち合わせを行い、講演先のニーズに合わせ重点的に伝える部分を決めて行きます。だいたいの講演先が50分授業で行われるため、すべてを丁寧に講演すると時間が足りないことが多いので、内容に強弱を付けて行きます。アドバイザーに対しては年数回の研修会が行われ、講演内容のフィードバックや、模擬講演会などが行われます。

講演先との事前打合せでは、スマホ・携帯の普及率や、実際に学校であったトラブルをヒアリングして、講演の中身に生かしていきます。具体的な事例としては以下のようなものでした。

- ・ツイッター等で写真等を投稿していたが、位置情報を公開していたため自宅が特定され、ストーカー被害に遭い、数か月登校できなくなった。
- ・自転車事故に遭ったようないたずら写真を投稿し、大騒ぎとなった。
- ・動画サイトのキセルのやり方を見て、自ら実践した。

上記以外にも部活の連絡のためのラインでのトラブルなど、学校では正しい使い方の指導に苦慮されているようでした。この活動は警察官が同行するため（全てではありませんが）、生徒たちに与える印象が強いようです。

来年度も継続して行われるため、PTA向けパワーポイントを作成するなど、教材のバージョンアップを図っており、参考になる情報があれば今後もお伝えしていきたいと思えます。

最近の子どものLINE事情

大阪司法書士会 大野栄司



私は、法教育に携わって約7年となり、現在も高等学校、専門学校、特別支援学校、児童養護施設の法律講座を実施してきております。その中で、最近では高校生のスマートフォンのトラブル、特にLINEのトラブルについて、多くの学校の先生方が頭を悩ませており、司法書士もLINEをはじめとするSNS関係の何らかの講義をすることができないかと、よく言われるようになりました。とはいえ、司法書士にSNS関係の知識は乏しく、ましてや高校に教えることなどできません。

そこで、私自身、大阪司法書士会の法教育推進委員会の委員長をしていることから、本会の消費者問題対策委員会のご尽力をいただき、「子どものネット・ケータイトラブルの現状」という研修を企画いたしました。

研修を受講し、現在の高校生・大学生の驚くべきSNS事情を知ることができました。

まず、メールは古い・・・今はLINE！！中学生で過半数、高校生で8割がLINEを使っているということでした。高校生のLINEの内容を見てみると、一言で完結というか、ほぼつぶやきですかね。私のイメージとして、文字は残るから文章を推敲して・・・っていうことが無く、送ればすぐに誰かがつぶやきます。正直誰かが送るのを待っているかのようなようでした。

LINEは多くの方が、見ることができます。うまく使っているなあと思うこともあり、例えば部活動の連絡なんかは、昔みたいに連絡網を使うこともなく、キャプテンや監督が送ったら全員が閲覧できます。しかしながらLINEの便利さあまり中学生同士・高校生同士の場合はトラブルが発生します。トラブル例を例示していただきましたが、文字の忘れ（？の忘れ）や誤解が喧嘩や仲間外れを生み出したりと、中年の私から言わせれば、話せばわかることなのにと感じました。

例えば、「なんでくるん？」というつぶやきは、「あなたがどうして来るのか？」と「どうやってくるの？自転車？」とどちらの意味でもとれます。それを、受け手はマイナスにとらえてしまい、人間関係に亀裂が生じトラブルになっているとことです。

また、なりすまし被害（アカウントの乗っ取り）も多いと言われています。例えば、男性が女性になりすまし、女性の裸の写真を強要したり、4～5万円のカードを買わせたりとデメリットも多く紹介されました。

研修終了後、事務所の近くの高校で面白い企画をしているという情報を入手し、私も参加させていただきました。

それは、「大人に教えてあげよう、LINE」という社会科の授業の一環で、高校生が先生、大人が生徒となり、高校生が8つのグループを組んでLINEの使

い方から機能、注意点までを講義していただくという企画でした。

- ①LINEとは？メールとの違い
- ②LINEいじめってどんなもの？
- ③LINEのいいところ悪いところ
- ④LINEはこうして儲けている
- ⑤⑥「既読」にまつわるいろいろ
- ⑦こんなにすごい！！LINEスタンプ
- ⑧LINEのこのクラスの事情

以上の8つのテーマでした。

特に印象的だったのは、「既読」にまつわるテーマで、私もLINEは少しやっております、「既読」が表示されると早く返さないと、プレッシャーになるのでLINEをするのは億劫に感じ、「既読スルー」という言葉があるように、デメリットの方が多いのではないかと思っていましたが、災害時の安否確認や、自分の言葉が相手に届いたという安心感が得られるという、メリットがあるという講義を受け、なるほどなと感心させられました。

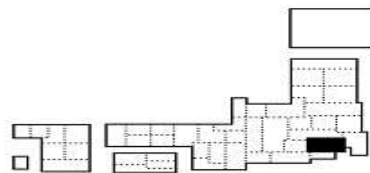
以上、研修会と高校生が実施しているLINE授業に参加させていただきましたが、LINEをはじめとするSNS関係の法律講座についてのニーズは高まってきています。特に高校生をはじめとする未成年者、ひいては市民の方々が誤った使い方をすると、思わぬトラブルに巻き込まれる恐れがあることは容易に想像できます。まず、法律家である私たち司法書士が知識を身につけ、高校生や一般市民に知識を教授できるように日々精進する必要があり、また、この分野は日進月歩であり、常に最新の知識が要求されます。そのため、高校生や大学生等の現場で利用している方と、共同で取り組むような講義が望まれるのではないかと思います。

3. はじめまして！新入会員さん！

今年度新たに入会された会員さんに、法教育に取り組むようになったきっかけや、法教育について思うこと等についてご寄稿いただきました。

急降下の女、未知との遭遇。

賛助会員（司法書士有資格者） 武真奈美



「その女性」に初めて会ったのは、7年前のことです。

平成20年の1月中旬、私はつくばにいました。前年度の司法書士試験合格者のための新人研修を受講するためです。私は会場の雰囲気完全に飲まれてい

ました。過度の緊張と何とも表現し難い居心地の悪さでお腹を壊し、研修初日から私の心は既に折れかかっていた。何回も受験してやっとのことで合格し、念願叶った新人研修のはずだったのですが…。

「その女性」とはどのような経緯で対面したのかは残念ながら覚えていませんが、腹痛で情けない姿であっただろう私に対し、彼女は晴れ晴れとしていて、そして何よりも堂々としていました。彼女は私に、柔らかく優しい声をかけてくれました。そして鮮明に覚えていることは、彼女は見るからに健康に良さそうなスコーンをほぼ毎日食べていたことです。当時「相当スコーンが好きなんだなあ」と思ったので、印象に残っています。

何日目かのこと、彼女はある言葉について語っていました。それは彼女が今後やりたいと思っていることの具体的な話でした。私はその言葉を聞いたことが無く、最初は何のことか分かりませんでした。次第に分かって来ました。「何教育？公教育？…ホウ教育？…法教育！」のように。そして彼女の話の聞いているうちに、ある出来事を思い出したのです。

当時私は個別指導塾で講師のアルバイトをしていました。その塾の時給は、授業時間分のみの支払でした。生徒2人に対して1コマ90分の授業をするには、それなりの準備が必要です。終了後も行なった授業の記録や保護者向け書類への記入など、多くの時間がかかりました。自習中の生徒に「ここを教えてほしい」と呼び止められることもあります。それでも、授業をした分の時給しか講師には支払われませんでした。周りの人には、塾なんてどこもそんなものだと言われました。

その塾は、講師の9割が学生アルバイトでした。しかし、私の同僚の大学生そのほぼ全てが、働くために必要な最低限の知識を持っていませんでした。私は、本来なら拘束時間で時給が支払われるべきことなどを何人に話したか分かりません。そんな中、私は教室長に呼ばれました。そして言われました。「他の講師達に余計な知識を吹き込まないで欲しい」と。私は「余計な知識」と言われたことに、大学生に知識が無いことを好都合としていることに憤慨しました。そして、働くために必要な知識を得る機会が無いことに疑問を感じました。社会に出るまでにその機会が無ければ、雇用主に言われるままに働くしかないじゃないか…！

法教育の重要性を感じ、その取り組みに参加するに至ったのは「その女性」に出会ったことからです。あれから7年、彼女は多くの法教育の実践に関わり、私は刺激を受け続けています。

ところで、彼女は今も毎日スコーンを食べているのか。いえ、残念ながらここ数年は一度も見ていません。……そうですね、香苗さん。

定時制高校での法教育に取り組んで

東京都立一橋高等学校教員 角田仁



大学を出たばかりで初めての勤務先は、東京からはるか離れた八丈島にある生徒8人、教員8人の小さな夜間定時制高校でした。それ以来、定時制高校を中心に勤務しています。定時制高校は、勤労学生が勉強するところというイメージがありますが、いまでは様変わりしています。全日制高校に進学できなかった生徒、中学校時代不登校であった生徒、障がいや病気のある生徒、さらには近年、外国からきた生徒など実にさまざまな生徒たちが通っています。また生徒たちの多くは一人親の家庭（ほとんどが母子家庭）であり、経済的にも困難な立場に置かれています。しかし高校によろやくたどり着いたにもかかわらず、卒業まで半分ぐらいの生徒が中退してしまいます。明日にも高校を辞めてしまう生徒たちにとって、どのような教育が必要なのでしょう。

わたしはこのような学校にこそ法教育の必要性があると思います。定時制高校の生徒たちはさまざまな仕事についています。中退する生徒たちの多くも「これからは仕事に打ち込みたい」と言います。このような生徒たちの多くがサービス業や建設業などに勤めていくのを見てきました。この生徒たちにとって必要な最低限度の知識が、労働法や消費者法だとわかりました。これらの法知識を知ることによって、若者たちが「被害者」にも、また「加害者」にもなるのを防ぐことにつながります。まさに生きていくための最低限度の知識であると実感しました。

しかし法教育の必要性はそこだけにとどまりません。生きていくために必要な権利としての法を行使するだけでなく、主権者として法をつくる市民を育てることが法教育の意義だと確信しています。授業であるエピソードを紹介したことがあります。それはあの東北大震災のとき、飲み水が無かった避難所で、高校生たちが飲料用の自販機を壊して飲み物を取り出し、避難していた高齢者に配ったという新聞記事です。新聞記事を示す前は、自販機を壊すことはよくないことだと答えた生徒たちが、避難している人の命を救うことのほうが、法律を守ることより大切であると意見を述べるようになります。法律より先にあるものが「人間の生きる権利」であることに気づくことで、いまある法律が絶対ではないことも学ぶことができます。その上で人間の生きる権利を守るためには社会において何が必要なのだろう、という問いかけを通して、権利としての法の制定の歴史や近代憲法の誕生へと授業を発展させることができると思います。

これまで東京で司法書士のみなさまと連携して、法律教室に取り組んできました。なるべく一方通行にならないように生徒の視線で法律教室ができるよう工夫をしてきました。ロールプレイは大きな効果があります。また難しい専門用語は使わない、説明が長くならない、視覚的なものを提示するなど、事前の打ち合わせで確認してきました。しかし大きかったのは司法書士のみなさまに、

社会的に少数派に置かれている定時制高校の生徒たちに共感を持って接していただき、生徒への励ましをいただけたことだと思います。若者たちを応援する法教育をすすめていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

4. ネットワーク活動報告

第6回定時総会記念研究会の開催報告

司法書士法教育ネットワーク東ブロック長
森香苗（東京司法書士会）



平成26年6月22日、京都司法書士会会館にて、第6回定時総会とともに、記念研究会が開催されました。

テーマは、「学校と社会をつなぐ法教育 ～私たちはなぜ、法教育に取り組むのか」です。

次の2つの実践報告を軸に、参加者と報告者で活発な意見交換が行われました。

実践報告（1）は、角田教諭と司法書士が取り組んだ、夜間定時制高校における連続授業の報告でした。

定時制高校はいわば教育のセーフティネットとしての役割を果たしており、低学力、不登校、一人親家庭の生徒、貧困世帯の生徒、外国につながる生徒（報告のあった学校は実に15ヶ国！）など、多様な生徒が在籍しています。よって彼らに対する授業では、やさしい日本語を使い、漢字にはルビを振るなどの工夫が必要になります。また、この社会で逞しく生きていく力と意欲を高めることが必要です。そこで、外部講師による多彩な授業をすることを学校で企画し、その一つに司法書士と教師による授業がありました。この授業は、平成23・24・25年と毎年して行われ、テーマは、労働者保護、消費者保護、貧困問題（生活保護含む）、生と死を考える（自死問題）、憲法（立憲主義と人権）、福祉と多彩なものでした。そして、授業終了後の教師と司法書士との間の振り返りにおいて、単発の授業だけでは生徒とその家庭の抱える様々な問題をすくいあげ解決への方向性を示すには限界があるとの共通認識をもったことから、月1回の司法書士による学校への定期相談会をしたらどうかとの意見が出て、実現したとの報告がありました。

実践報告（2）は、長年、外部の様々な専門家を学校に招き、生徒と出会わせる授業に取り組んでいる佐藤教諭の報告でした。とくに「働くこと」をテーマにした教育実践について、生徒自身だけでなく、アルバイト先をはじめとした地域社会をも巻き込み、具体的なアルバイト環境の改善を実現するような実践報告があり、それがとても素晴らしいものでした。今回報告のあった授業実

践をモデルとして執筆された「えーっ！バイト高校生も有給休暇とれるンだっ
て！（フォーラムA）」が出版されており、ここに詳しいのでぜひご一読を。（私
も、大変興味深く、また面白く読ませていただきました！^^）

最後に、参加者と報告者との間でテーマについての活発な意見交換が行われ
ました。ここでは、われわれ法教育に取り組む者は、生徒たちには、次のよう
な生きる力を身に付けてほしいのだという想いを共有しました。それは、
「何かあったときに、これは何かおかしいのではないか気付ける力をつけるこ
と」、「最低限、生きていくうえで必要な権利や決まりについて知っておくとい
うこと」、「問題について自分で調べ、そして相談する力をつけること」、相談す
るにあたって物事を「言語化し表現する力をつけること」、そして問題を改善し
ていくための「意見形成できる力をつけること」などです。

今後も、学校を舞台にした法教育の実践を積んでいくことで、一人でも多く
の生徒が生きる力を身に付けて社会に巣立っていくことができるように頑張り
う、という想いを新たにした記念研究会でした。

Facebookはじめました

司法書士法教育ネットワーク事務局員
川野歩（京都司法書士会）



2014年4月より、司法書士法教育ネットワークの Facebook ペー
ジの運用を開始しました。既にご覧いただいた方、「いいね！」をしてくださ
った方もたくさんいらっしゃるようで、うれしい限りです。2015年2月の時
点で、71件の「いいね！」をいただいております。記事を更新するごとに
ページに対する「いいね！」が増えるのを、パソコンの前でにやにやしながら
見つめております。

ネットワークの活動や、会員さんから寄せられた情報、その他法教育に関す
る情報などを提供していく予定ですが、実は会報同様、半分勢いで作ってしま
った面が否めず、手探りをしながら形を作っている状況です。今後は、
Facebook ページ上で会員相互の交流ができたり、更新頻度をもう少し
上げていけるよう検討を重ねてまいりますので、皆さんからも、こんなふう
にしたらいいよ！というアイデアをどんどんいただくと嬉しいです！もちろ
ん、いいね！やシェアもお待ちしております！

司法書士法教育ネットワーク
<http://laweducation.sakura.ne.jp/>

平成27年3月発行